

大阪市告示第1135号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月19日

大阪市長 横山英幸

指定年月日及び指令番号

令和7年8月5日

大阪市指令計建企第1012号

指定道路

地名	地番	道路幅員	道路延長	摘要
此花区 夢洲中一丁目	1番2の一部	m	250.76	夢洲1号線（一部夢洲南高架橋線含む）
	1番7の一部	12.00～		
	1番21の一部	38.00		
此花区 夢洲中一丁目	1番3	m	231.69	夢洲2号線（一部夢洲北高架橋線含む）
	1番22	32.50～ 36.00		
此花区 夢洲中一丁目	1番4	m	434.58	夢洲3号線（一部夢洲4号線含む）
	1番33	23.47～ 26.00		
此花区 夢洲東一丁目	2番19の一部	m	275.61	夢洲コンテナターミナル線（一部夢洲5号線含む） 幅員を拡大
此花区 夢洲中一丁目	1番6の一部			
	1番14			
	1番37			

此花区 夢洲東一丁目	2 番 19 の 一 部	m 5.15～ 11.22	m 286.77	夢洲コンテナターミナル線 幅員を拡大
此花区 夢洲東一丁目	2 番 3 の 一 部 2 番 19 の 一 部 2 番 39 の 一 部 2 番 41	m 0～30.95	m 1007.03	夢洲中央幹線（一部夢洲北高架橋線及び夢洲南高架橋線含む） 幅員を拡大
此花区 夢洲中一丁目	1 番 2 の 一 部 1 番 7 の 一 部 1 番 21 の 一 部			
此花区 夢洲東一丁目	2 番 19 の 一 部 2 番 20 の 一 部	m 0～11.22	m 183.54	夢洲中央幹線 幅員を拡大
此花区 夢洲東一丁目	2 番 3 の 一 部 2 番 19 の 一 部 2 番 20 の 一 部	m 0～7.00	m 13.36	夢洲中央幹線 幅員を拡大

変更道路

地 名	地 番	旧新別	道路 幅員	道路 延長	摘 要
此花区 夢洲東一丁目	2 番 39 の 一 部	旧	m 0～6.25 6.25～0	m 107.18 23.41	夢洲中央幹線 道路の位置変更
		新	m 0～6.25	m 192.67	

（計画調整局建築指導部建築企画課）